

高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付手続

1 補助金交付対象

下水道事業計画区域以外の地域または、下水道事業計画区域内の下水道の整備が当分の間見込まれない地域に設置する高度処理型浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る。）の設置・単独処理浄化槽や汲み取り便槽から高度処理型浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る。）へ転換による浄化槽設置。

・既存の汚水処理未普及解消につながる新築家屋への浄化槽設置

具体的には、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に住居する方が、新築家屋に建て替え・新築する場合の浄化槽設置、下水道区域から転入して家屋を新築する場合の浄化槽設置及び他の市町村から転入して家屋を新築する場合の浄化槽設置。

・災害に伴い必要となった家屋の建て替え・新築に伴う浄化槽設置や故障した合併処理浄化槽の更新・改築。

・単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽に転換する場合における浄化槽への流入管（便所、台所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住宅の敷地に隣接する側溝等までの放流管の接続に係る工事

2 補助金交付申請書提出

●提出書類

申請書（様式第1号）、案内図、平面図、排水経路図、工事見積書（写）、建築確認書（写）又は浄化槽設置届け（写）、登録浄化槽管理票（C票）、登録証（写）、保証登録証、浄化槽設備士免状（写）、浄化槽工事業の登録届出書（写）、浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書（写）、放流同意書（放流を伴う場合）（写）

3 補助金決定通知書交付（様式第2号）

4 変更がある場合 変更承認申請書（様式第4号）

5 工事完了届兼完成検査願提出（様式第5号）及びチェックリスト

6 検 査

7 完成検査済証交付（様式第6号）

8 実績報告書提出

●提出書類

実績報告書（様式第7号）、工事写真、浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（標準契約書）（写）、浄化槽法検査依頼書（写）、工事完了平面図、工事請求書又は領収書（写）、既設単独処理浄化槽を撤去した場合は、産業廃棄物管理票（A票）（写）

*後日、産業廃棄物管理票（E票）

9 補助金確定通知書交付（様式第8号）

10 補助金交付請求書提出（様式第9号）、口座振込依頼書提出

11 補助金交付

(参考)

転換・転換以外の場合の判断については、茨城県の要項により判断します。

※転換以外の場合・・・新築など確認申請を伴う高度処理型浄化槽の設置等

高度処理型浄化槽区分		限度額
窒素又はりん除去型 転換の場合	5人槽	645,000円
	6～7人槽	772,000円
	8～10人槽	959,000円
窒素又はりん除去型 転換以外の場合	5人槽	444,000円
	6～7人槽	486,000円
	8～10人槽	576,000円

区分	限度額
既設単独処理浄化槽撤去費用	90,000円

区分	限度額
宅内配管工事費用	300,000円